

群馬大学医学部同窓会・刀城クラブ表彰・補助金制度規約

第1章 総 則

- 第 1 条 本制度を群馬大学医学部同窓会・刀城クラブ表彰・補助金制度と呼び、群馬大学医学部同窓会・刀城クラブ（以下「同窓会」という。）内に置く。
- 第 2 条 本制度は、同窓会員を対象に別に定める該当者を同窓会が表彰し、あるいは交換学生奨学補助金及び学術集会補助金を支給し、本学の発展に資することを目的とする。

第2章 資 金

- 第 3 条 本表彰・補助金の資金は、本制度積立金による。
- 第 4 条 本表彰・補助金は、原則として積立金よりの利子をもってこれに充てる。

第3章 積 立 金

- 第 5 条 本制度積立金は同窓会会計年度の終了時、同窓会年間経常費余剰金の一部をこれに充てる。
- 第 6 条 同窓会に対し本制度援助の目的でなされた寄附金は、積立金に加算する。

第4章 役 員

- 第 7 条 本制度運営のため、同窓会運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、選考業務を併せ行う。
- 第 8 条 委員会は同窓会員 6 人をもって構成し副会長を委員長とし、他の 1 名が会計を兼ねる。
- 第 9 条 委員は、同窓会役員会（以下「役員会」という。）において選出され、同窓会総会の議を経て委嘱される。
- 第 10 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 第 11 条 現委員に欠員が生じた場合は、委員会は同窓会役員会と合議の上で、後任の委員を決定する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 表 彰

- 第 12 条 表彰は、卒業時表彰、地域医療貢献賞、学術研究賞の三種類とする。
- 第 13 条 卒業時表彰は、その努力により学業識見に優れた者又は課外活動等で特筆すべき成果を上げた個人若しくはグループに対し、卒業時期に行う。
- 第 14 条 前条の該当者の選考は、委員長が指名した学部 6 年生若干人を含む拡大委員会において推薦者を選考し、役員会の議を経て決定する。
- 第 15 条 卒業時表彰は、その事由と共に記念品を添えて、卒業証書伝達式等において、同窓会長が行う。
- 第 16 条 地域医療貢献賞は、地域の保健医療関係の業務に永年従事し、その分野で功労のあった者を総務委員会で選考し、これを同窓会長に推薦し、役員会の議を経て決定する。

2 選考方法は、別に定める。

第 17 条 学術研究賞は、国内又は国外の学術研究の大賞と認められる賞を得た者及びそれに準ずる者に対して表彰するものとする。この選考は、前条の賞と同じとする。

第 6 章 交換学生奨学補助金

第 18 条 交換学生奨学補助金（以下「学生補助金」という。）は、医学科学生が国際交流協定大学との学生交流に参加する場合に、その費用の一部を補助できるものとする。

第 19 条 学生補助金は、医学部長からの申請に基づき学術委員会で審査し、役員会の議を経て交付の決定を行うものとする。

2 学生補助金の交付額については、別に定める。

第 20 条 受給者は、帰国後、学生交流報告書を速やかに医学部長に提出するものとし、医学部長は役員会に報告するものとする。

第 7 章 学術集会補助金

第 21 条 学術集会補助金（以下「学術補助金」という。）は、本学同窓会員（名誉会員並びに特別会員を含む）が主催する国際学術集会及び全国規模の国内学術集会に対し、その費用の一部を補助できるものとする。

第 22 条 学術補助金は、学術集会の代表者からの申請に基づき役員会が審査し、交付の決定を行うものとする。

2 申請は、原則として学術集会開催日の 1 ヶ月前までに行うものとする。

3 学術補助金の交付額については、別に定める。

第 23 条 受給者は、学術集会終了後、学術集会報告書を速やかに役員会に提出するものとする。

第 8 章 会 計

第 24 条 本制度の会計年度は、毎年 7 月 1 日より 6 月 30 日までとする。

第 25 条 委員会は、同窓会総会において会計報告を行わなければならない。

第 9 章 規約の改正

第 26 条 本規約の改正は、委員会及び役員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 本規約は、平成 11 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

1 本規約は、平成 12 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

1 本規約は、平成 13 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 本規約は、平成 22 年 1 月 28 日から施行する。